

○執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	大阪府市規制改革会議	本市及び大阪府の成長戦略の推進及び産業活性化等に資する規制緩和及び制度の改善についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市医療戦略会議	本市及び大阪府の医療、保健施策の在り方及び関連産業振興の方向性についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市新大学構想会議	本市及び大阪府における公立大学の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市都市魅力戦略推進会議	本市及び大阪府における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市エネルギー戦略会議	本市及び大阪府のエネルギー戦略についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務